

親権喪失宣告等事件の実情に関する考察

東京家庭裁判所

判 事 田 中 智 子

[目次]

第1	はじめに	2	(1) 全般的な特徴	17
第2	現行制度の概要	3	(2) 認容事例(別表B④及び⑤)	18
1	親権喪失宣告(民法834条)	3	(3) 却下事例(別表B⑥ないし⑧)	20
(1)	制度趣旨	3	(4) 取下げ事例(別表B⑩ないし⑫)	25
(2)	親権喪失の原因	4	(5) 検討	28
(3)	親権喪失宣告の手続	5	第5 管理権喪失宣告申立事件の実情等	28
(4)	親権喪失宣告の効果	6	1 分析対象事件の概要等	28
(5)	保全処分(家事審判規則74条1項)	7	2 検討	28
2	管理権喪失宣告(民法835条)	8	第6 各宣告の取消し(民法836条)	29
3	各宣告の取消し(民法836条)	8	1. 分析対象事件の概要等	29
第3- 計	親権喪失宣告等事件に関する統計	9	2. 検討	29
第4	親権喪失宣告申立事件の実情等	10	第7 親権喪失宣告申立事件の審理の在り方	31
1	分析対象事件の概要等	10	1 受理・インテーク段階	31
(1)	分析対象事件の概要	10	2 審問	32
(2)	全般的な特徴	11	3 調査官調査	33
2	児童相談所長申立事例に関して	12	4 解決すべき紛争の選別	34
(1)	全般的な特徴	12	(1) 申立人の真意の早期の把握	34
(2)	認容事例(別表B①)	13	(2) 別途解決の検討	35
(3)	取下げ事例(別表B②)	14	5 早期審判の要請	37
(4)	その他の事例(別表B③)	15	第8 今後の親権制限の在り方についての感想	37
(5)	検討	15	第9 おわりに	39
3	親族申立事例に関して	17		

『家庭裁判月報』平成22年8月第62巻第8号

抜 粋

第1 はじめに

親権者などの保護者による児童虐待が深刻な社会問題となっており、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）の平成19年改正法附則を受けて、児童虐待の防止、児童の権利益の擁護等の観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行うべく組織された児童虐待防止のための親権制度研究会は、平成22年1月に調査研究の成果をとりまとめた報告書を提出した。^(注1) これを受け、民法（親権制度）改正が必要となる部分については、同年2月に法制審議会に諮問され、児童虐待防止関連親権制度部会が設置され、現在、議論が続けられている。^(注2)

そこでの検討対象の一つに現行の親権喪失制度の見直しが挙げられている。すなわち、親権喪失宣告の効果が大きくて申立てや宣告がちゅうちょされているとか、その要件である親権喪失原因との関係で宣告後の親子の再統合が難しいとかといった問題点から、活用しにくい制度となっているのではないかの指摘がされ、子の福祉の観点からの要件・効果の見直しが検討されるとともに、より適切な制限として、親権を一時的・部分的に制限する制度の導入などが検討されている状況にある。

事案の性質上、これまでに公表された親権喪失宣告等事件は少なく、その運用の実情や課題が必ずしも明らかにはされていないところ、筆者は、今回、平成20年及び平成21年の2年間に全国の家庭裁判所で終局した親権喪失宣告申立事件及び管理権喪失宣告申立事件のほか、若干数の親権喪失宣告取消事件の概要を把握する機会を得た。そこで、親権制度の見直しが進められている現時点において、こ

れらの事案について関係者のプライバシー等に十分に配慮しつつ可能な範囲で紹介し、その分析を基に親権喪失宣告申立事件を中心にその運用の実情や課題、審理の在り方について検討するとともに、今後の親権制限の在り方について若干の感想を述べさせていただきたい。

(注1) 報告書は、法務省HP (<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji191.html>)及び家月62巻5号87頁に掲載されている。

(注2) 児童福祉法及び児童虐待防止法の改正を必要とする部分については、平成22年4月から、厚生労働省に設置された社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会において、検討が進められている。

第2 現行制度の概要

1 親権喪失宣告（民法834条）

(1) 制度趣旨

民法834条は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によって、その親権の喪失を宣告することができる。」と定め、不適当な親権の行使により子の福祉が害される場合には、その親権の全部を剥奪することができるとしている。もっとも、国家が親子関係に安易に介入すべきでないことから、親権喪失が認められるのは子の福祉を害する程度が著しい場合であると理解されている。

そして、児童虐待防止法15条は、親権喪失制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならぬと定めている。また、児童虐待防止法11条

は、児童福祉法27条1項2号による児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員又は児童家庭支援センター若しくは相談支援事業に係る職員の指導を受けない保護者に対しては、都道府県知事が、これらの指導を受けるよう勧告できることを定めた上で（児童虐待防止法11条3項）、これらの指導や勧告の実効性を高めるために、保護者がその勧告に従わない場合において、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく児童の福祉を害する場合には、児童相談所長が、必要に応じて、適切に、親権喪失宣告の請求を行うものとすることを定めている（同条5項）。

(2) 親権喪失の原因

民法の定める親権喪失の原因は、「親権の濫用」及び「著しい不行跡」である。

ア 「親権の濫用」とは、「親権者が、親権が認められているその社会的目的から逸脱してそれを事実上若しくは法律上行使用すること又は行使しないことによって、子の福祉を著しく害すること」をいうとされている。そして、講学上、親権の内容に対応して、「身上監護権の濫用」と「財産管理権の濫用」に分類され、このうち「身上監護権の濫用」は、「監護教育権（民法820条）の濫用」、「居所指定権（同法821条）の濫用」、「懲戒権（同法822条）の濫用」及び「職業許可権（同法823条）の濫用」に分類されているが、現に問題とされている親権者の不適切な行為が親権のどの部分の行使に分類されるのかは必ずしも明らかではないことが多い。

また、濫用の態様によって「積極的濫用」と「消極的濫用」

に分類することもできる。消極的濫用については、親権者の不適切な行為がどのような態様で、どの程度に至れば濫用といえるのか、認定上難しい問題がある。

イ 「著しい不行跡」とは、「素行が不良で、子の育成に悪影響を及ぼすこと」をいうとされている。直接的には子以外のものに向けられた不良な素行と解されており、この点から、かつては親権者に対する懲罰としての意味合いが強かったと考えられていたが、今日では専ら子の利益保護を目的とするとするものと解されている。

ウ このように、親権喪失原因については、規定の文言上は親側の事情を中心に規定されているところ、親権喪失制度が子の福祉を実現するための制度であることを明らかにすると、観点から、立法論としても、子の福祉を中心としたものに見直すべきであるとの意見がある。

(3) 親権喪失宣告の手続

ア 当事者

申立権者は、子の親族及び検察官であるが（民法834条）、児童福祉法83条の6により、児童相談所長にも申立権が与えられている。なお、立法論として子を加えるべきであるとの意見もある。

親権喪失宣告申立事件は、いわゆる甲類審判事項であり（家事審判法9条1項甲類12号）、親権喪失が問題とされる親権者が「事件本人」となる。

イ 管轄

親権喪失宣告申立事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の

管轄に属する（家事審判規則73条）。

なお、近年増加している涉外事件の場合の国際裁判管轄権については、明文等がなく、条理に従い解釈によって決せられるところであるが、家事審判規則73条、81条を根拠に、事件本人の住所地とすべきであるとの見解が有力である（山田鍬一国際私法第3版530頁他）。もっとも、親権に服する子の利益の観点から、子の住所地も加えるべきであるとする見解もある（菅木清ジュリスト727号153頁）。

ウ 審理

通常の審判事件と同様、家事審判法、非訟事件手続法及び家事審判規則に従い、非公開で（同規則6条）行われ、職権探知主義（同規則7条1項）に基づき、職権での事実の調査等が行われる。家庭裁判所は、親権喪失の宣告をするには、事件本人の陳述を聴かなければならない（同規則76条）。

エ 不服申立て

親権喪失宣告の審判に対しては、事件本人又はその親族が、親権喪失宣告の申立てを却下する審判に対しては、申立人又は子の親族が、それぞれ即時抗告することができる（家事審判規則77条）。

(4) 親権喪失宣告の効果

ア 一般的効果

親権喪失宣告審判の確定により、事件本人は子に対する親権を喪失する。父母の共同親権下において、その一方のみが親権を喪失した場合には、他方が単独で親権を行使することになり、双方が親権を喪失した場合には、未成年後見が開始する

（民法838条1号）。

親権喪失宣告を受けた親権者は、未成年後見人となることはできないが、親権喪失宣告は、直系血族としての扶養義務（民法877条1項）や相続権（同法887条、889条1項）等には影響しないと解されている。

また、親権喪失宣告審判が確定した場合には、未成年者の戸籍にその旨が記載される（戸籍法施行規則35条5号）。

イ 実質的機能

親権喪失制度が有効に機能するのは、親権者から子を法律上引き離すところであり、既に第三者が未成年者を監護し、事実上の親子分離が実現されている場合には、親権喪失宣告はほとんどその実質的意義を持たず、それでもなお親権喪失宣告が必要とされる場合として、親権者が親権を根拠に子を監護する者に対して子の引渡し等を求める場合があるとの指摘がされている^(註4)。

この点は、後述するように、既に第三者が未成年者を監護している場合であっても、監護することについての法的根拠を持たないときには、未成年者の日常生活に必要な手続や契約等のための法定代理権の取得を目的として親権喪失宣告を申し立てる事案があるところである。このような事案における親権喪失制度の利用は、親権の不適切な行使あるいは義務不履行により子の福祉が著しく害されている場合に、親権を剥奪し当該親権者以外の者による監護を通じて子の福祉を実現させるという制度の目的に沿った本来的用法といえるものと思われる。

(5) 保全処分（家事審判規則74条1項）

親権喪失の宣告の申立てがあった場合に、家庭裁判所は、子の利益のため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、親権喪失の宣告の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、事件本人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

2 管理権喪失宣告（民法 835 条）

親権者である父又は母による子の財産管理が失当であったことにより、その子の財産を危うくした場合には、家庭裁判所は、子の親権又は檢察官の申立てによって、親権の一部である管理権の喪失を宣告することができる。親権喪失の原因たる財産管理権の濫用よりは、不当性が低い場合であるとされている。

手続については、児童相談所長に申立権が認められていない（児童福祉法 33 条の 6 参照）点を除き親権喪失宣告と同様である。なお、家庭裁判所は、親権喪失宣告の申立てに対して、管理権喪失宣告の審判をすることもできるとした事例がある。

3 各宣告の取消し（民法 836 条）

事件本人が親権又は管理権を喪失した後、その原因が消滅した場合には、家庭裁判所は、事件本人又はその親族の申立てによって、喪失宣告を取り消すことができる。檢察官に申立権がなく、子自身が事件本人の親族として申立権を有する点で、親権喪失宣告及び管理権喪失宣告と異なる。

取消しの審判が確定することにより、親権ないし管理権を剥奪されていた親権者は、将来に向かってそれらを回復する。

(注 3) 司法研修所「涉外家事・人事訴訟事件の審理に関する研究」司法研究報告

書 62 輯 1 号 145 頁 参照

(注 4) 辻朗「新法注釈民法(2)」209～213 頁

(注 5) 東京高裁平成 2 年 9 月 17 日決定（判タ 790 号 124 頁）は、破産法 61 条 1 項が民法 835 条を準用していること及び破産宣告が民法上後見人等の当然の欠格事由とされていることから、親権者が破産宣告を受けたことは当然に管理権喪失原因になるとした。

(注 6) 長崎家裁佐世保支部昭和 59 年 3 月 30 日審判（家月 37 卷 1 号 124 頁）。なお、同審判についての論説として、名村悦武「親権喪失の申立てに対し、管理権喪失のみを認め、その余の申立てを却下した事例」（家月 39 卷 3 号 87 頁参照）がある。

第 3 親権喪失宣告等事件に関する統計

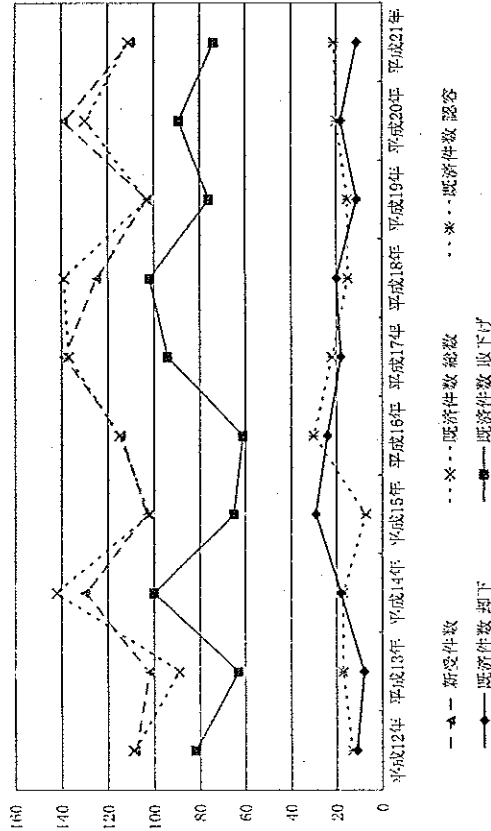
司法統計において、親権喪失宣告、管理権喪失宣告及び各取消事件は、家事審判法 9 条 1 項甲類 12 号に該当する事件として一括して把握されており、各事件の内訳は不明である。もっとも、管理権喪失宣告申立事件や各宣告取消事件は非常に少なく、あっても年間数件にとどまり、司法統計上の傾向はおおむね親権喪失宣告に関するものといえる。

親権喪失宣告等事件の司法統計は別表 A のとおりである。例年 100 件を超える新受事件があるものの、認容されるのは多い年でも 30 件にとどまり、多くの事件は取下げにより終局している点が特徴的である。取下げの割合が高い原因として、後述するとおり、親族申立事件の多くが、別途の手続での解決が図られることにより取下げに至っていることが挙げられる。

別表A 親権・管理権の喪失の宣告・取消し事件の新受・既済件数推移

	新受件数		既済件数			
	総数	認容	却下	取下げ	その他	
平成12年	108	109	13	11	82	3
平成13年	102	89	17	8	63	1
平成14年	130	142	17	18	100	7
平成15年	103	102	7	29	65	1
平成16年	114	115	30	24	61	0
平成17年	139	137	22	18	94	3
平成18年	125	139	15	20	102	2
平成19年	103	103	15	11	76	1
平成20年	139	130	20	18	89	3
平成21年	110	111	21	11	74	5

※司法統計に基づく数値である。



第4 親権喪失宣告申立事件の実情等

1 分析対象事件の概要等

(1) 分析対象事件の概要

今回の分析対象とした親権喪失宣告申立事件は、平成20年1月1日から平成21年12月31日までの2年間に全国の家庭裁判所で終了した事件のうち、概要を把握することができた合計217件であるが、事件本人や子が複数の事案があり、家族単位でみた場合、実質的には140例となる。その概要は別表B①ないし④に記載した133例（なお、事案に付した番号は、分類別に任意に付した番号である。以下、同番号を用いて「事案1」のようにする。）のほか、他庁に移送等された7例がある。

(2) 一般的な特徴

ア 終局結果

140例の終局結果は次のとおりである。

認容	25例 (17.9%)
却下	20例 (14.3%)
取下げ	87例 (62.1%)
その他	8例 (5.7%)

前述の司法統計と同様、取下げにより終局する事件が多く、認容又は却下はいずれも10パーセント台にとどまることが特徴である。この理由としては、後述のとおり、親権喪失原因がなにもかかわらず、(元)夫婦間や親族間の紛争が拡大して申立てに至ったにすぎないと考えられる例や、親権喪失原因の有無はともかく、事案の性質や当事者等の意向を踏まえ、別途の手続による解決が図られた例が相当程度含まれていることなどが考えられる。

イ 平均審理期間

140例のうち、終局結果が「その他」に該当する8例のほ

か、審理期間が不明な8例の合計16例を除いた124例の平均審理期間は、127.8日である。

審理に一定期間を要する要因としては、親権喪失宣告の要件の厳格さ及び効果の重大さから、認容となるには確実な証拠が必要とされるところ、当事者が的確に証拠を提出することができず、資料収集に時間を要することが考えられる。また、事件本人の陳述聴取の機会を設ける必要があることも一因と考えられる。なお、事案の性質や当事者の意向によっては、親権喪失宣告とは別途の手続による解決を図ることが相当な事案があり、そのような場合は、別手続へ移行するための資料収集や調整等に時間を要することもある。

このような背景を考えると、約4か月という審理期間は、おおむね適切な事件処理期間と見てよいく所である。なお、後述するとおり、事案によっては、親権喪失宣告の当否は判断できずる状態にありながら未成年後見人を選任する見込みが立たなかった結果、審理に長期間を要したと思われるものもあり、より迅速な審理・判断が可能となるよう、未成年後見人候補者を拡充するなどの環境整備を含めた運用改善を検討する必要がある。

2 児童相談所長申立事例に関して

(1) 全般的な特徴

ア 終局結果

140例のうち、児童相談所長申立事例は12例(8.6%)であり、このうち代理人がついていた事例は6例(50.0%)である。

12例の終局別内訳は次のとおりである。

認容	7例 (58.3%)
却下	0例 (0.0%)
取下げ	4例 (33.3%)
その他(当然終了)	1例 (8.3%)

事例が少ないため十分な比較検討はできないが、全体の終局別内訳と比較して認容率が高く、却下事例はない。また、後述するとおり、取下げ事案はすべて医療ネグレクト事案(未成年者が病気・事故等のために手術や治療を必要としている場合、医療機関がその未成年者に対し医療行為を行うには、通常、親権者の同意が必要とされるが、親権者が正当な理由もなくこの同意を拒否して放置することにより、未成年者の生命・身体が危険にさらされる場合があり、このような親権者の行為を「医療ネグレクト」という。)であり、手続中に親権者が同意に転じたり、審判前の保全処分認容後に治療が行われたりして本案を維持する必要性がなくなり、取り下げられたものである。このように児童相談所長申立事例は、認容審判と併せ、ほぼ全例において申立ての目的を達しているものといえる。

イ 平均審理期間

審理期間が判明している11例の平均審理期間は100.5日であり、親族申立事例の平均審理期間130.5日に比べれば、短期間で審理が終えられる傾向にある。

(2) 認容事例(別表B①)

7例のうち、6例は虐待事案である。主たる虐待の態様は性的虐待3例(事案4, 6, 7)のほか、身体的虐待(事例1)、精神

的虐待(事例2)及びネグレクト(事例3)が各1例となっており、このうち虐待について親権者が刑事責任を問われた事案が4例(事案1, 2, 3, 6)を占めており、親権喪失宣告認容事案における典拠例となっている。

虐待事案以外の1例(事案5)は、28条審判に基づく強制入所措置後も実母が施設職員等に対して脅迫的言動を繰り返したことが親権喪失原因に該当するとされたものである。なお、虐待事案のうち事案1においても、児童相談所等が親権者の対応に苦慮したことが親権喪失宣告申立ての契機となったものと推察される。

(3) 取下げ事例(別表B②)

4例は、いずれも医療ネグレクト事案である。

いずれも親権喪失宣告の申立事件を本案として、親権者の職務執行停止・職務代行権者選任の保全処分が併せて申し立てられている。

4例のうち、3例(事案8, 9, 11)は、本案及び保全処分の各申立ての当日に保全処分の申立てが認容され、職務代行権(事案8及び9については弁護士)が選任されている。このうち2例(事案8, 11)はいずれも輸血拒否事案であるところ、事案8は保全処分発令手術の必要がなくなり、事案11は保全処分発令後手術が行われたことにより、いずれも本案審判の必要性がなくなり本案の申立てが取り下げされた。もう1例(事案9)は、ガン治療の拒否事案であるところ、保全処分の発令後に、親権者が治療等に協力的となり本案の申立てが取り下げられている。

残りの1例(事案10)は、審問期日で親権者が手術に同意したため、保全処分及び本案の申立てが共に取下げとなっている。

(4) その他の事例(別表B③)

当然終了の1例(事案12)は、申立てからまもなく職務代行権(弁護士)が選任された後、親権喪失宣告申立事件係属中に、未成年者らが成年に達したことから当然終了となった事案である。同事案においては当初予定されていた未成年後見人候補者の適格性に問題があったため、未成年後見人選任申立てがされなかったのであるが、その状態で親権喪失宣告に関する審判が確定すると職務代行権者を選任した保全処分が失効する一方で未成年後見人を選任できないこととなるから、取って事件を終了させなかったものと思われる。

(5) 検討

ア 認容事例について

いずれも、虐待行為について刑事事件となった事案を典型例として、事件本人につき、未成年者に対する深刻な虐待行為(身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、ネグレクト)が存在するために、親子の再統合が不適切又は困難である事案であるが、未成年者が行政の保護下にあっても、更に親権者が未成年者について強引な引渡しを求めたり、不適切な親権行使をしたりすることにより未成年者の福祉が害されるおそれの高い事案であったといえ、親権喪失宣告がされることに異論はないであろう。

イ 取下げ事例について

いずれも医療ネグレクト事案であるところ、保全処分申立てが速やかに認容され、必要な手術が行われたり、親権者が審判手続中に治療に同意したりしたことで、その後の子の福祉につ

ではない。そもそも、申立時に未成年後見人候補者がいない場合や、候補者はいるがその適格性に疑問がある場合の受け皿の不足が指摘されているところであり、上記事案はその一例を示したものとさえいえる。

エ まとめ

以上のように、児童相談所長申立事例は深刻な児童虐待事案と医療ネグレクト事案に大別できる。後者についてはそもそも対象事案が少ないと考えられるのに対し、前者についても申立件数は少ない。この点に関しては、児童相談所長において、ケースワークを尽くしてもなお親子の再統合が困難な事案や、性的虐待のようにそもそも親子の再統合を目指すことが不適切^(註8)といえる事案を厳選しているのではないかと推測される。

前述したように、現行の親権喪失制度については、宣告後の親子の再統合が難しいのではないかとといった問題点が指摘されているところであるが、深刻な児童虐待事案で親権喪失宣告の申立てがされる場合というのは、努力したものの再統合が困難であったり、再統合に向けた努力をすること自体が不適切であったりする事案における最後の手段として申し立てられており、これらの場合に宣告後もなお親子の再統合を図ることは事実上困難ではないかと思われる。

3 親族申立事例に関して

(1) 全般的な特徴

ア 終局結果

140例のうち、親族申立事例は128例(91.4%)であり、そのうち代理人が選任された事例は48例(37.5%)である。

いての適切な見通しが得られた上で本案の申立てが取下げと化している。医療ネグレクト事案においては、子の生命・身体という最重要の権利ないし法的利益が危険にさらされているの^(註7)であって、子の利益という観点からみれば、医療同意権の不行使^(註7)のみをもって親権全体を制限する基礎があるものといえるが、実際の解決は審判による親権喪失の効果としてではなく、保全処分^(註7)の効力や、親権喪失宣告の申立てが親権者に及ぼした事実上の影響によりもたらされているといえる。医療ネグレクト事案において高度の緊急性が要請されることを考えると、今後新たな親権制限制度が導入された場合においても、告知により直ちに効力を生ずる保全処分の活用が不可避であると考えられる。

なお、医療ネグレクト事案は、緊急度が高いだけでなく、子の容態によって必要とされる治療や手術の内容が変わり、治療の結果も不確定であったり、子の生命・身体が脅かされていることから親権者の心情も不安定であったりするなど流動的な要素を含むものが少なくない。家庭裁判所はもとより、申立人となることの多い児童相談所長や保全処分により職務代行者に選任される者においては、このような状況への臨機応変な対応が必要となることに留意する必要がある。

ウ その他(当然終了)事例について

前述のとおり、当然終了事案は、未成年後見人選任申立てがされず、職務代行者又は後見人が不在となる事態を回避しようとしたものであったと考えられるところ、仮に未成年後見人選任申立てがあったとしても、それだけで問題が解決されるもの

128例の終局別内訳は次のとおりであり、全体の終局別内訳と比較して認容率が低く、取下率が高い。

認容	18例 (14.1%)
却下	20例 (15.6%)
取下げ	83例 (64.9%)
その他	7例 (5.5%)

イ 平均審理期間

親族申立事例の平均審理期間は130.5日であり、児童相談所長申立事例よりも30日程度長い。その理由としては、前記1(2)イで述べたとおり親権喪失宣告の審理には一定期間を要することのほか、親族申立事例における代理人選任率が高くなく、事案の把握や適切な資料収集に時間を要することや、事案の実情からすると、そもそも親権喪失宣告申立事件が適切な手続選択といえず、より適切な手続へ移行するための調整に時間を要する可能性があることなどが考えられる。

ウ 申立人の属性

128例のうち、祖父又は祖母による申立てが72例と最も多く、次いで実父が24例となっている。

(2) 認容事例 (別表B④及び⑤)

ア 監護態様別

認容事例は18例あり、これの子の監護状況別にみると、未成年者が施設入所中又は一時保護中のもの(監護者が行政)が6例(別表B④)であり、申立人ら親族が監護中のものが12例(別表B⑤)である。事件本人が監護している例はない。

未成年者が施設入所中又は一時保護中の事案のうち、事案14

については、親族が未成年者を引き受ける前提として親権喪失宣告を申し立てたことが明らかとなっている。

イ 事案の内容別

18例のうち、7例は虐待事案である。主たる虐待の態様は、身体的虐待4例(事案15, 18, 20, 21)、性的虐待3例(事案16, 19, 28)である。

また、7例は養育放棄事案(明らかな虐待行為〔ネグレクト〕とはいい難いが、正当な理由なく、相当期間にわたり、子の監護養育を他者に委ねて自らは関与していないもの。事案14, 17, 24, 25, 26, 27, 30)である。典型例としては、①親権者が所在不明の場合、②親権者が祖父母等に未成年者の養育を委ねて他所で生活している場合である。①については、親権喪失宣告を経なくても「未成年者に対して親権を行う者がいないとさき」(民法838条1号)に該当するとし、後見開始を前提に後见人選任により対応することも考えられる。しかし、親権者が戻ってくる可能性がある事案においては、戻ってきた親権者が養育環境の調わない状態で子の引取りや養育を主張することも考えられ、そのような事態が予想される事案では、親権喪失宣告を控えておく方が未成年者の安定的な監護には資するものと考えられる。②に関しては、後記(3)エで述べるように、親権者が長期にわたり子の養育を第三者に委ねて自らは関与しなかった事例について却下事例があることに留意する必要がある。

残りの4例は、親権者が殺人(事案13, 29)、性的犯罪(事案22)により刑事責任を問われた事案や、親権者が薬物使用や自殺未遂を繰り返すなどした事案(事案23)であり、親権者に

著しい不行跡があると認められた事案である。いずれも親権者による不適切な行為は直接未成年者に向けられたものではないが、行為の重大性や親権者の適格性という観点からみると子の福祉を著しく害する場合に該当するとすることに異論はないものと思われる。

(3) 却下事例(別表B⑥ないし⑩)

ア 20例のうち、未成年者が施設入所中又は里親委託中のもの(監護者が行政)は4例(別表B⑥)である。いずれも、事件本人について、過去には虐待やその疑い、生活の不安定さなどの問題点があったが、その後、児童相談所等の指導に従い、未成年者の福祉に適う行動をしており、親権喪失原因が認められないとされている。

このように過去に親権者に不適切な行為があったか又はその可能性があるが、審判時点では児童相談所の関与の下、家族の再統合が試みられている事案においては、家庭裁判所としては、事案を正確に把握するために必要な資料を児相(等)から収集する必要があり、児童相談所と十分な連携を図る必要があるろう。

イ 事件本人が未成年者の監護に関与中のものが11例(別表B⑦)であり、いずれも親権喪失原因はないとして却下されたものである。実母が実父による面会交流を拒否した事案(事案35)、離婚後に実母が男性と交際している事案(事案39、44)、親権者変更が認められなかった親権者からの申立ての事案(事案42)、実母が実父のDVを理由に女性施設へ避難している事案(事案45)など、実父母の離婚前後の紛争の延長と思われる

事案が多い。

ウ 未成年者が独居中のものが1例(別表B⑧)である。実父母離婚後、実母が再婚した際に、再婚相手と未成年者が養子縁組し、未成年者の氏が養父のものとなったものの、その経緯等に不満を持った未成年者がこれを実父の氏に戻すことを望んだため、その意向を受けた実父が親権喪失宣告を申し立てた事案である。この事案のように、実父母の離婚後、親権者となった一方の実親が再婚し、その配偶者と未成年者との間で養子縁組が行われた場合には、未成年者は当該一方の実親とその配偶者との共同親権に服することになるため、他方の実親による親権変更については否定的に解されている。そのため、他方の実親としては、親権喪失宣告を申し立てることがあるが、このような場合に親権喪失原因が認められる例は必ずしも多くはないと考えられる。親権喪失宣告認容に至らない事案においては、養子縁組の離縁及び親権者変更という本来的な手続が可能かどうかについても検討すべき場合もあるろう。

エ 申立人が監護中のものが4例(別表B⑨)である。

特記すべきものとして、まず、親権の消極的濫用に関する二つの事案がある。事案47は、離婚時に実母が親権者となったが、実父が未成年者を監護していたところ、実父の死亡を機会に実父の親族が未成年者を引き取り、実母について親権喪失宣告を申し立てた事案である。家庭裁判所は、実母につき、離婚後審判時まで7年間にわたり未成年者とほとんど接触がなく、監護実績がないが、親権を行使すべきであったのにこれをしなかったとは認められず、親権喪失原因があるとはいえない

ることが望まれる。^(註19)

次に、事案50は、事件本人の国籍及び住所地在フィリピンである事案について、日本には国際裁判管轄権がないとして申立てを却下した事案である（名古屋家裁昭和52年9月9日審判〔家月30巻10号57頁〕も同旨）。前述した国際裁判管轄に関する有力説に依拠した審判例として参考にならう。

(4) 取下げ事例（別表B⑩ないし⑫）

ア 監護態様別

全83例のうち、未成年者が一時保護中、施設入所中又は里親委託中のもの（監護者が行政）が17例（別表B⑩）、事件本人が未成年者の監護に関与中のものが17例（別表B⑪）、申立人から親族が監護中のものが50例（別表B⑫）である（ただし、事案68について、弟の監護者は事件本人であることから別表B⑩にそれぞれ記載したため、別表B⑩ないし⑫の件数合計は84例となっている。）。

イ 事案の内容別

取下げ事例については、申立て後早期に取り下げられたため、分析に足りるだけの資料を得られなかったものもあるが、判明した限りにおいて取下げ理由を分類すると、①行政関与型、②親族間紛争型、③別途手続解決型、④その他に分類できる。もっとも、これらの分類は取下げに至った理由を各事案の特徴を踏まえて便宜上整理したものにすぎず、理論上は各類型が排他的な関係にたつものではない。

① 行政関与型

て、申立てを却下した。また、事案49は、離婚時に自らが親権者となっていたことを知らなかった実母が、未成年者の監護を父方親族に委ねていた事案であり、家庭裁判所は、実母には未成年者を引き取る意思があることや、未成年者自身が実母の親権喪失宣告を望んでいないことなどを理由に、親権喪失原因があるとは認められずとして申立てを却下した。

監護に関与し、親権を行使する機会があり、それをすべきであったのにしなかった場合は、親権の消極的濫用として親権喪失原因に該当すると解されるところ、いかかなる事情があればこれに該当するか法文上必ずしも明確ではない。実務において、子の監護に関与してこなかった事情、監護者や未成年者との関係、その他の事件本人の行状等を考慮して判断している審判例があるが、この点の判断基準及び要素が不明確なために申立てが控えられ、家庭裁判所の判断も慎重なものとなってきている可能性は否定できない。また、親権制度の今後の見直しにおいて、仮に親権の一時的制限が導入された場合には、親権が制限された期間中は親権行使の余地がなく、施設に入所している場合、日常的に監護することもなくなることから、親権の不適切な行使という状況を想定しにくい事態が生ずると予想される。ところ、一時的制限の制限期間経過後の期間更新又は再度申立ての際に、上記期間中の親権者の行為（とりわけ不作為）をどのように評価し、期間更新等の許否を判断すべきかという問題も生ずるように思われる。この機会に、親権者のどのような行為（あるいは状況）をもって親権制限の理由（とりわけ消極的濫用）とするのか等について、明確な要件、判断基準が定められ

未成年者が行政の保護下（施設入所中よりも、一時保護中の事案が多い。）にあるなど行政が関与している事案において、行政による調整等が奏功したり、行政上の手続による解決が図られたりした事案（事案51, 52, 54, 57, 59～61, 64, 71）である。

② 親族間紛争型

親権喪失原因の有無はともかく、（元）夫婦間や親族間の紛争の延長としての意味合いの強い申立てがされている事案（事案53, 72, 75～78, 80, 81, 84, 109, 111, 112, 126等）である。

③ 別途手続解決型

解決手段として誤った申立てがされている事案、あるいは、事案の内容や当事者の意向等にかんがみ、親権喪失宣告とは別の手続による解決が図られた事案である。

(7) 親権又は管理権の辞任により対応（事案66, 67, 107, 108, 115, 132等）

(イ) 養子縁組により対応（事案73, 93, 103, 130, 133等）

(ウ) 親権者変更や監護者指定により対応（事案55, 63, 96, 98, 110, 120, 122等）

(エ) 養子縁組離縁等により対応（事案55, 56, 92, 98等）

(オ) 未成年後見人選任により対応（事案66, 91等）

(カ) 児童手当等の受給、海外渡航ビザの申請、高校入学に伴う手続等、ある一部事項のみの解決を目的としたもの（事案62, 85, 87, 94, 99等）

④ その他

上記①ないし③のほか、申立人又はその他の親族が親権喪失の事実について戸籍に記載されることを嫌ったことから取下げに至ったと思われる事案（事案69, 127）や、事件本人である親権者を刺激したくないとして取下げに至った事案（事案119）がある。

(5) 検討

ア 認容事例

事件本人につき、未成年者に対する虐待行為が存在することや親権者としての適格性に問題があることが明らかなる事案について、申立てが認容されているのに加え、未成年者の養育を放棄していることが明らかなる事案についても申立てが認容されている。これらの事案について、親権喪失宣告がされることに異論はないであろう。

なお、行政が関与し未成年者が施設に入所している場合にも親族が親権喪失宣告を申し立て、これが認容されている事案（事案14）もある。これは、申立人となった親族が未成年者を引き受けるための準備として親権喪失宣告の申立てをしたものと思われる。

イ 却下事例及び取下げ事例

却下事例及び取下げ事例を通じ、行政が関与している事案においては、行政手続により子の福祉が図られていることが窺える。これは、親子を事実上分離して子の保護そのものを旨とする行政手続があれば、親権喪失宣告により親子を法律上分離せずとも、問題のかなりの部分は解決可能ということではないかと思われる。

一方で、行政の関与のない事案が相当割合で存在する。その申立て動機としては、親族間の紛争に端を発したものが散見されるほか、親権喪失宣告以外の別途の手続での解決が図られたものも少なくない。別途手続で解決が図られたものの中には、未成年者を監護する上で必要な手続や契約を行う必要から、法定代理権を取得するために申し立てられたものもあるが、何らかの手続等に親権者が協力しないとの一事をもって直ちに親権喪失原因があると認められるのは困難であろう。また、申立人にとって事件本人の親権を喪失させること自体が目的ではなく、別の目的が存在し、当該目的を実現する他の手段に切り替えて取下げに至ったと考えられるものもある。

そのほかに、親権喪失の効果の重大性からその判断を避けるために取り下げたものや戸籍に記載されることを嫌ったり、事件本人の受け止め方を考慮したりして取下げに至ったものも見受けられる。

このような実情からすると、家庭裁判所としては、当事者の申立ての目的ないし動機が、未成年者を保護し、安定した監護環境を実現するために親権喪失を求めたものなのか、別の目的のためにともかく申し立てられたものなのかなど当事者の真の意向等を把握した上、後者であるならばより適切な手続選択に向けた働き掛けを行うなどの運用が求められる。なお、現行法下においては、第三者が親権者に代わって親権又はこれと同一の権利義務を取得する親権喪失宣告以外の方法として、養子縁組や親権辞任、未成年後見人選任があるほか、監護者の指定が利用されているところである。もっとも、監護者の指定について

ては、父母以外の第三者による申立てを認めるか否かについて見解が分かれていることに加え、実務上、協議離婚の際に比較的円満に親権と監護権とを分属させる合意をした場合ですら、その後、親権者と監護者との間で熾烈な紛争となる事案が多く見られることにかんがみると、親権喪失原因があると認められる可能性の高い事案や親族間紛争を背景とする事案において監護者指定による解決を図ることは慎重な配慮が必要と思われる。

今後の親権制度の見直しにより、仮に親権の一時的制限が導入された場合、現在監護権者指定によりとりとええざる解決が図られている事案の多くが一時的制限により解決可能であるとも考えられ、制度改正の動向を見守る必要があるだろう。

(注7) 吉田彰「医療ネグレクト事案における親権者の職務執行停止・職務代行者選任の保全処分に関する裁判例の分析」家月60巻7号15頁

(注8) 見直し相談所長申立てにより親権喪失宣告を認めた事例で公刊されているものとして、長崎家裁佐世保支部平成12年2月23日審判（家月52巻8号55頁）、名古屋高裁平成17年3月25日決定（家月57巻12号87頁）がある。また、児童相談所長申立事案における申立人代理人としての活動を紹介したのもとして、岩城正光「〔弁護士末記〕父親からの性的虐待」時の法令1517号45頁がある。

(注9) 養子縁組と親権喪失宣告との関係について論じた文献として、澤田省三「民法798条「ただし書」に関する若干の考察—ある親権喪失宣告申立事件を契機として—」戸籍792号1頁がある。

(注10) 例えば、フランスでは、親権者の明白な無関心が続くことが親権制限の理由とされている（前記（注1）参照）。

(注11) 肯定例として福岡高裁平成14年9月13日決定(家月55巻2号163頁)、否定例として平成20年1月30日東京高裁決定(60巻8号59頁)、仙台高裁平成12年6月22日決定(家月54巻5号125頁)

第5 管理権喪失宣告申立事件の実情等

- 1 分析対象事件の概要等

平成20年1月1日から平成21年12月31日までの2年間に全国の家庭裁判所で終局した管理権喪失宣告申立事件のうち、概要を把握することができるものは、合計3件であり、事件本人や子が複数の事案があるため、実質的には2例である。その概要は別表Cに記載したとおりであり、1例が取下げ、1例が認容により終局した。

なお、親権喪失宣告事案の中に、管理権喪失宣告への申立てに趣旨の変更が検討されたが、戸籍に記載されることを嫌い、取下げに至った事案がある(事案69)。

- 2 検討

管理権喪失宣告申立事件は、2年間で2例と極めて少ない。このように申立てが少ない理由に関しては、管理権喪失制度は、そもそも父死亡後の母の財産管理能力欠如を懸念して設けられたものであるところ、現在では均分相続制度の浸透及び女性の能力向上が実現されたことからその意義を失ったとか、管理権喪失は子の財産を危うくしたことから要件となっており、親権者の行為を事後的に規制するものであることから、子の財産に対する予防措置としては不十分であるなどの指摘が^(注12)されている。

一方で、前述した児童虐待防止のための親権制度研究会では、未

成年者が相続等により多額の財産を取得した場合等、その管理を第三者に委ねるべきケースがあるとの紹介がされたところであり、管理権喪失宣告について一定のニーズはあるものと思われ、適切な事案での利用が望まれる。

なお、今回分析対象とした事件の中には、管理権喪失等が戸籍に記載されることを嫌ったと思われる事案があるが、取引の安全の観点からは、管理権ないし法定代理権の所在を公示することは避けられないものと思われる。

(注12) 辻明「新版注釈民法(29)」219頁

第6 各宣告の取消事件の実情等

- 1 分析対象事件の概要等

各宣告の取消事件については、終局時期を限定することなく審判例を収集した。その結果、概要を把握することができた事件は、平成18年以降現在までに終局した^(注13)いづれも親権喪失宣告の取消申立事案件が合計5件であるが、事件本人や子が複数の事案があるため、実質的には3例となる。その概要は別表Dに記載したとおりであり、

1 例が認容、2例が却下で終局した。

2 検討

親権喪失宣告取消事件については、親権喪失の要件の厳格さ及び効果の重大さからすれば、簡単にその取消しが認められるケースは予想し難いと思われ、^(注14)指摘されているところである。実際に取消しが申し立てられたことが把握できた事案は約4年間で3例と極めて少ないも

同様に生じる問題といえ、解釈上疑義が生じることのないような制度設計が望まれる。

(注13) 辻明「新版注釈民法(2)」184頁

第7 親権喪失宣告申立事件の審理の在り方

以上の事例と課題の検討を前提に、親権喪失宣告申立事件を適正かつ迅速に審理するために考えられる方法や留意点につき、以下検討する。

1 受理・インテーク段階

(1) 他の事件と同様に事件記録を精査し、当事者の身分関係を確認した上で、事件の概要を把握することになるが、親権喪失原因となる具体的事実と、それが未成年者の福祉を害しているかを見極めるために、必要な資料収集を早期に行っていく必要がある。

(2) 特に、申立認容事案に多い身体的・性的虐待事案、養育放棄事案、親権者としての適格性に問題のある事案に該当する可能性がある場合や、児童相談所が事件に関与している場合には、当初から、次のような定型的な客観的資料の収集を心掛けるべきであろう。

- ① 未成年者が虐待されている場合の診断書や写真等
- ② 事件本人が受刑中の場合の前科照会等
- ③ 事件本人が所在不明の場合の家出人捜索願受理証明書等
- ④ 児童相談所が関与している場合の児童相談記録その他の調査記録等

のとなっている。

この点、認容された1例(事案1)は、持病による入院を繰り返り、また家出するなどして生活状況が不安定であったことから親権喪失宣告を受けた実母について、親権喪失宣告以降、持病による症状が軽快し、生活状況も安定するなどして親権喪失原因が解消され、また周囲の親族も申立人が親権を回復することを望むに至ったという事案であり、本来的な親権喪失宣告取消事案として参考となる。

却下された2例のうち1例(事案3)は、申立人である実父が、児童買春等の罪により服役したことなどから親権喪失宣告を受けた事案である。実父は、その後出所して、就業しているものの、未成年者らは未成年後見人である父方祖母の下で安定した生活を送っており、実父と関わりを持つことを希望しておらず、裁判所はこれらの事情を考慮し、子の福祉・利益保護の観点から、親権喪失宣告の取消しは時期尚早と判断したものである。民法836条は親権喪失宣告取消しの要件を「親権喪失原因の消滅」と定めている。親権喪失原因を「実刑判決による服役」そのものであるとみれば、実父が出所したことにより親権喪失原因は消滅したものとみることでもきよう。しかし、親権喪失宣告に関する民法834条と同様、親権喪失宣告取消しに関する民法836条も子の利益保護の観点から解釈すべきことに異論はないと思われ、親権喪失宣告取消しにおいて、当該取消しの審判をする時点での子の利益保護を重視した上記判断は参考にならう。

このように親権制限の原因及びその消滅をどう捉えるべきかという問題は、現在導入が検討されている親権の一時制限等においても

(3) 家事審判官が中心となり、書記官及び調査官と評議の上、当初から連携し、適切な審理計画のもとで迅速に審理を進める必要がある。資料収集に際し、書記官が申立人に対し必要資料の追完を求めたり、調査官が調査官調査の中で関係機関に照会をしたり、それぞれ連携の上でより迅速かつ有効な方法を探るべきである。また、家事審判官は、事案に応じて審問の時期や審問でポイントを置くべき点等について、早期に方針を立てるべきである。

(4) 医療ネグレクト事案における保全処分事件の審理の在り方については、前述の吉田論説が参考になる。同文献は、医療ネグレクト事案における親権喪失宣告申立事件を本案とする保全処分事件の審理の在り方を対象としたものであるが、審問中心型審理や職種間連携の重要性を指摘するなど、医療ネグレクト事案以外の事案においても適正かつ迅速な審理を行う上で、示唆を受ける点が多い。

2 審問

親権喪失の宣告をするには、事件本人の陳述聴取が必要であり(家事審判規則76条)、これは調査官調査によることも可能であるが、親権喪失の効果が大きいことや事件本人の手続保障の観点から、家事審判官が期日における審問等により、直接事件本人の言い分を確認すべきであろう(もっとも、審問のための期日を指定して呼出しをしたにもかかわらず、事件本人が出頭しない場合に、その陳述を聴かずに審判をすることは手続上問題となるものではない)。

特に、当初から、事件本人が親権喪失原因となる具体的事実につき、争っていることが明らかである場合には、早期に家事審判官に

よる事件本人の審問を行うことが効果的である。この審問の結果を踏まえて、更に必要な資料収集や調査官調査の要否、調査事項等の確に見定めることができる。

また、調査官調査の報告がされた後に、家事審判官による審問を行う場合には、調査結果を検証すべきポイントを絞って審問を行うべきであろう。

3 調査官調査

(1) 包括的な調査命令に基づき調査が実施されることもあると考えられるが、家事審判官との十分な評議に基づき、重点的に調査を必要とする事項を予め確認の上、複数の調査官による共同調査を活用するなど、効率的な調査が行われることが望ましい。

(2) 申立人の調査では、申立ての理由となっている事件本人の親権行使状況の詳細を調査し、親権濫用や著しい不行跡となる具体的な事実の把握と、それらの事実が子の監護養育上どのような悪影響を及ぼしているかについて調査することになるが、併せて、申立ての動機や目的がどのようなものであるかを早期に把握し、親権喪失宣告手続によって解決すべき事案か否かを見極めることが望ましい。他方、事件本人の調査では、子の監護養育にどのような関与しているか、それが親権濫用や著しい不行跡といえる実情にあるのかを中心に調査することになるが、併せて、申立てについての意見や要望等も早期に把握することが望ましい。

(3) 未成年者については、その生活の実態や意向、心身の状況、事件本人に対する感情、態度、事件本人の親権行使の状況等を調査することになる。親権喪失宣告は、未成年者にとって親権者を奪うものとなるため、未成年者によっては、親権者による不適切な

親権行使への対処が必要であると理解していても、その方法として親権喪失宣告のための手続を進められることによって心理的に動揺することもある。未成年者について調査を行う場合には、その年齢や精神状況等を考慮した上で、事実確認や意向調査を行うことの是非や時期、方法等について十分に配慮する必要がある。

(4) また、親権喪失宣告によって未成年後見が開始する場合には、後見人候補者について、誰が適当か、確保可能かなどの調査も必要である。申立時に後見人候補者がいない場合や、後見人候補者がいても適格性に問題があると考えられる場合には、家事審判官に速やかに報告して、対処方針を確認しておかなければならない。いずれにせよ、未成年後見人の確保は困難な問題ではあるが、審理期間が長期化し、未成年者を不安定な立場に置くことのないような運用が必要である。

4 解決すべき紛争の選別
 実際に申し立てられている親権喪失宣告申立事件の中には、①親族間紛争型や②別途解決相当型などが相当数あり得るために、そうした申立てが混在している可能性に留意しつつ、審理を進める必要がある。

(1) 申立人の真意の早期の把握

まず、早期に申立人の真意を把握するよう努めるべきである。親権喪失原因がないにもかかわらず、(元)夫婦間や親族間の紛争の延長や単なる不信任に基づく申立てであるなど(①親族間紛争型)、必ずしも適切でない動機に基づく申立てであることが判明した場合は、速やかに、取下げの勧告を経て(あるいは経ず

に)、却下処分を行うべきである。

また、事案の内容や申立人及び未成年者の意向等からすると、別の手続での解決が相当であると考えられる場合は(②別途手続相当型)、調査官調査や審問を通じて、より適切な手続への誘導、関係機関との連絡調整を行うべきである。ただし、いたずらに時間をかけるべきでないことは当然である。

(2) 別途解決の検討

ア 親権者変更や監護者指定による対応
 事案によっては、親権者変更(離婚後の場合)あるいは監護者の指定によって事案の解決が図られる場合がある。この点、前述のとおり、親権喪失宣告が申し立てられるままに至った事案においては、申立人と事件本人との間で理性的かつ将来志向的に話し合うことが困難である事案が少なくないと考えられ、家庭裁判所の側からこれらの手続による解決を積極的に促すことには慎重な配慮が必要と思われる。

イ 未成年後見人選任による対応

未成年後見は、「未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき」に開始する(民法838条)。「親権を行う者がいないとき」とは、親権者がいないときのほか、親権者が親権を法律上又は事実上行使できない場合を含むと解されている。事実上行使できない場合としては、親権者所在不明、長期不在、重病などの場合があるとされている。

前述のように、親族申立事例の中には、親権者が長期不在であったり、所在不明であったりする場合に未成年後見が開始し

ているものと考えられる事案があり、このような事案では、当事者の手続負担軽減という観点から、未成年後見人選任申立てを促すなど、適切な手続へ誘導することも考えられる。

ウ 管理権喪失宣告による対応

親権者による財産管理権の行使について、親権喪失原因に該当するほどではない場合であっても、管理権喪失宣告は認容される可能性がある場合も考えられる。前述したとおり、管理権喪失制度の利用に向けられた潜在的ニーズはあるものと思われ、事案によって家庭裁判所としては管理権喪失宣告の手続選択を促す準備が必要と思われる。

エ 個別事項処理目的への対応

児童手当等の受給、海外渡航ビザの申請、高校入学に伴う手続等、特定の事項のみの解決を目的とする申立てにおいては、主張されている事由だけでは親権喪失原因に該当しない場合が少なくないと思われ、また、他の手段で目的を達することが可能かつ相当な場合がある。そのような場合には、子の福祉に反しない限り、それぞれの目的を達成すべく、個別の対応（例えば、親族間紛争調整調停の活用など）を促すことが考えられる。

特に、この点に関し、未成年者を現に監護している親族等による親権喪失宣告の申立てが児童手当等の受給権を確保する目的である場合に、行政との連携によって、親権者の受給権を失わせ、未成年者の現実の監護者に受給権を得させることができた例（別表B④事案85）が参考になろう。

オ 事件本人が親権者の辞任等に応ずる意向を示した場合の対応

審理の途中で、事件本人である実父母が、親権又は管理権の辞任に応じる、親権者の変更や養子縁組の代諾に応じる、未成年者の児童福祉施設入所に同意するなどの意向を示した場合や、事件本人である養父又は養母が離縁に応じる意向を示した場合には、子の福祉に合致するかどうかの検討を経た上で、事件本人の意向に基づいて対応し、結果的に親権喪失宣告とは別の手続により解決するのが相当な場合がある。また、事案によっては、上記のような解決を促すべく事件本人に働き掛けることが妥当な場合もあり得るのであろう。

5 早期審判の要請

親権喪失宣告申立事件において、その効果が大きいために、慎重な審理が要請されることは当然であるが、他方で、未成年者の心理的安定や適切な養育環境の確保を図るという子の福祉の見地からは、迅速な審理が求められるところであり、必要な審理を遂げて判断が可能な状態に至ったならば、早期に審判すべきである。

第8 今後の親権制限の在り方についての感想

親権喪失制度については、冒頭でも述べたとおり、親権喪失宣告の効果が大きいといったことを背景に、申立てや宣告がちゅうちょされているのではないかと、また、宣告をすることによりその後の親子の再統合が難しくなるのではないかなどといった問題点が考えられ、その結果、活用しにくい制度となっているとの指摘がある。

家庭裁判所に係属した事案を把握して分析するという今回の調査の性質上、申立て自体へのちゅうちょの有無については断言できるものではない。申立てがあった事件の6割以上は取下げにより終局してい

る（前記第3）が、その多くは専断の性質や当事者の意向等を踏まえ、他の手続による相当な解決が図られてきたものであり（前記第4・3(4)）、これらの事案においては親権喪失宣告の申立て自体がちゅうちょされてきたわけではないと思われる。他方、深刻な身体的虐待や性的虐待、子の生命に危険のある医療ネグレクトなど、親権を喪失させるのが必要かつ相当な事案においては、保全処分も含め、認容審判がされている（前記第4・2(2)、3(2)）。また、親権喪失宣告取消事件は極めて少ない（前記第6・1）が、これは、親権喪失宣告自体が少なく、宣告されている事案は親子の再統合が不適切又は困難な事案が多いことによる帰結とみることでもできるのではないかと思われる。このような実情からすると、親権喪失宣告及びその取消しは、他の手続と機能分担をしながら一定の役割を果たしてきたものといえるのではなからうか。

もっとも、現行法における親権喪失原因が親権の濫用や著しい不行跡という親の行為として規定され、子の利益という観点からの規定はないとの指摘があり、また家庭裁判所が、親権者による親権の不行使がどのような場合に親権のいわゆる消極的濫用に該当するかの判断において困難を感じる場合があることも明らかになった（前記第4・3(3)エ）。この点の困難さは、親権喪失宣告後親権行使がないことを前提とする親権喪失宣告取消事件においてはより顕著になる。さらに、実父母による養育に問題や支障がある場合に祖父母が未成年者の監護を担っていることが多いが、その監護に法的根拠を与える方策の一つとして利用されている監護者の指定については、前記第4・3(5)イのおおりに親権と監護権の分限により権限の範囲を巡る紛争が生じるおそれがあることが指摘されている。加えて、未成年後見人候補者の

確保といった運用上の課題とされている問題が審判の場面で現実化する可能性があることも明らかになった（前記第4・2(4)）。

このような課題等に対応するものとして、現行の親権喪失制度の要件を見直すとともに、同制度よりも要件・効果が軽く、柔軟な活用を可能とする制度を新たに導入することについては一定の理解が得られるものと思われる。親権制限後の受け皿となる未成年後見人制度を見直すことについても同様である。そして、仮に新たな制度が導入された場合にこれを円滑に運用するためには、その要件において、見直された親権喪失制度の要件と新たな親権制限の要件とが明確に区別でき、その効果において、親権者にとって制限される権限及び親権者に代わって親権を行使する者の権限の外延がそれぞれ明確なものとなっていることが重要であると思われる。

第9 おわりに

現在、法制審議会の部会を始めとしているいろいろな場面で児童虐待の防止について真剣な議論がなされている。今回、本稿で述べた親権喪失宣告申立事件の実情と課題を十分踏まえた上で、今後、子の福祉の見地から、親権制限について適切な制度設計がされることが望まれる。

番号	審理期間	申立人	代理人	事件本人	子性別	子年齢	監護者又は監護状況	終局	特記事項
12	1849	児相	×	美母	男	15	当然終了	当然終了	美母は所在不明。16歳未成年者の施設入所契約と15歳未成年者の就職を契機として親権喪失申立て。申立後まもなく保全処分認可。職務代行者は弁護士。予定されていた後身人候補者の適格性に問題があったことなどを背景として後身人選任の申立をしないままであった。未成年者らが成人に達したため当然終了。
	1849	児相	×	美母	男	16	施設	当然終了	

別表B③ 親権喪失宣告本案 【児相申立て】【当然終了】

番号	審理期間	申立人	代理人	事件本人	子性別	子年齢	監護者又は監護状況	終局	特記事項
8	148	児相	○	美父	男	0	入院中	取下	医療ネグレクト事案(宗教上の理由による輸血拒否)。本案申立日に保全処分認可。職務代行者は弁護士。美父は、事件採算中に親権者として離婚。美母は次第に治療等に協力的となり、取下。
	148	児相	○	美父	男	0	入院中	取下	
10	66	児相	×	美父	男	11	入院中	取下	医療ネグレクト事案(宗教上の理由による輸血拒否)。本案申立日に保全処分認可(職務代行者の職業等は不明)。手術が終了し本案取下。
	10	児相	○	美父	男	0	入院中	取下	
9	16	児相	×	美母	男	1	入院中	取下	医療ネグレクト事案(宗教上の理由による輸血拒否)。本案申立日に保全処分認可。職務代行者は弁護士。保全処分に対する抗告があるも本案取下。取下理由は、未成年者の病気が回復し、手術の必要が無くなったため。
	16	児相	○	美父	男	0	入院中	取下	

別表B② 親権喪失宣告本案 【児相申立て】【取下げ】

番号	審理期間	申立人	代理人	事件本人	子性別	子年齢	監護者又は監護状況	終局	特記事項
1	270	児相	○	美父	男	12	一時保護中	認可	美父及び養母は、未成年者に対する傷害罪で逮捕(後に執行停止判決)され、未成年者同意入所。その後、未成年者の希望等による矯正施設入所等の繰り返り。未成年者が帰宅していた時期には、美父が未成年者に不適切な行動を強要。未成年者の不登校などを契機として一時保護したが、美父からは、児相が自らの要求に応じないと施設入所同意を撤回するため児相は対応に苦慮。28条審判とともに美父について親権喪失を申立て、
	10	児相	○	美母	女	16	一時保護中	認可	
2	133	児相	×	美母	男	6	一時保護中	認可	2歳女児に対する保護責任者遺棄致傷罪、同女児と双生児であった男児に対する保護責任者遺棄致死罪により逮捕。裁判判決確定し、服役中。
	133	児相	×	美母	女	2	一時保護中	認可	
3	15	児相	○	美母	女	19	民間シェルター	認可	美父は未成年者が15歳のころから胸や陰部を絞るようになり、17歳ころからは性交を強要。美母は美父の性的虐待を止めようとして放置。
	4	児相	○	美母	女	19	民間シェルター	認可	
5	251	児相	×	美母	女	12	施設	認可	美母が未成年者とともに自殺未遂したため、未成年者を一時保護。同意入所となった美母が警察に相談。その後、美母は施設職員に対する侮辱・脅迫罪で裁判判決を受け服役。出所後も児相や施設に対して脅迫的言動を繰り返した。
	6	児相	×	美父	女	17	一時保護中	認可	
6	96	児相	×	美父	女	17	一時保護中	認可	美父が12ないし13歳のころ性的虐待を継続。これが発覚し、美父は逮捕され勾留中。
	96	児相	×	美父	女	17	一時保護中	認可	
7	85	児相	○	美父	女	18	施設	認可	美父は、未成年者が10歳のころ性的虐待を継続。未成年者16歳ころ、事案を聞いた美母が警察に相談。未成年者は一時保護を経て美母の同意により施設入所。未成年者が18歳となり、施設を出て自立するにあたり、美父について親権喪失申立て。本案に先立ち、保全処分認可。

別表B① 親権喪失宣告本案 【認可】【認可】

番号	審理期間	申立人	代理人	事件	子本人	性別	年齢	監護者又は監護状況	終局	特記事項
19	227	母方祖母	○	美父	女	4		申立人	認容	美母は、未成年者を養育したいとの意向を明らかにしているもの、精神疾患を有し、未成年者に対して暴言や暴力をもって接してきたことや、未成年者の養育を放棄してきたことなどから、本件申立て。 美母は、未成年者を養育したいとの意向を明らかにしているもの、精神疾患を有し、未成年者に対して暴言や暴力をもって接してきたことや、未成年者の養育を放棄してきたことなどから、本件申立て。 本案とともに保全処分認容。
20	209	母方祖母	×	美母	男	6		申立人	認容	美母は、未成年者を連れて交際男性方へ転居。美母は、交際男性とともに、未成年者に対して身体的暴力及び、暴言を浴びせたり、未成年者の意向を無視して私立中の退学留を提出したりしたため、本件申立て。 美父は、美母との前夫との間の女子2人と未成年者を引き取り、その後、女子2人に対する性的虐待を理由として逮捕され、美刑判決を受ける。未成年者の母方祖父が、女子2人と未成年者を引き取った上、本件申立て。 美母は、薬物使用を繰り返したり、未成年者の前日自殺未遂に及ぶなどしたと認め、本件申立て。
21	30	母方祖母	○	美母	女	12		申立人	認容	美母は、未成年者を連れて交際男性方へ転居。美母は、交際男性とともに、未成年者に対して身体的暴力及び、暴言を浴びせたり、未成年者の意向を無視して私立中の退学留を提出したりしたため、本件申立て。 本案とともに保全処分認容。
22	108	母方祖母	×	美父	女	13		申立人	認容	美父は、美母との前夫との間の女子2人と未成年者を引き取り、その後、女子2人に対する性的虐待を理由として逮捕され、美刑判決を受ける。未成年者の母方祖父が、女子2人と未成年者を引き取った上、本件申立て。 美母は、薬物使用を繰り返したり、未成年者の前日自殺未遂に及ぶなどしたと認め、本件申立て。
23	88	異姉	×	美母	女	11		申立人	認容	美母は、薬物使用を繰り返したり、未成年者の前日自殺未遂に及ぶなどしたと認め、本件申立て。
24	138	父方おじ	×	美父	男	4		父方曾祖父	認容	美父母は、美父を親権者として認容。父方曾祖父に未成年者の監護を任せ、粗暴な言動をとることもあったこと、健康保険の滞納・児童手当の使い込みがあったこと、所在不明となっていることなどから、本件申立て。 美母は、現在、夫と同居し、母方祖母に未成年者の監護を任せて養育を放棄しているなどとして、本件申立て。
25	65	母方祖母	×	美母	女	10		申立人	認容	美母は、現在、夫と同居し、母方祖母に未成年者の監護を任せて養育を放棄しているなどとして、本件申立て。
26	154	父方祖母	×	美父	女	12		申立人	認容	親権者を美父として美父母離婚。未成年者は施設又は父方祖母の下で生活。親権者は美父として美父を認容。美父は、父方祖父のころへ金の無心に帰った。その後、美父が一度交際を断り、再婚した際にトラウマが生じたため、親権喪失申立て。
27	70	父方祖父	×	美父	男	9		申立人	認容	未成年者は生後2か月から乳児院で生活。親権者を美父として美父母離婚し、父方祖父が未成年者を引き取って養育。美父は、父方祖父のころへ金の無心に帰った。その後、美父が一度交際を断り、再婚した際にトラウマが生じたため、親権喪失申立て。

別表B④ 親権喪失宣告本案
【親族申立て】【認容】【監護者が行政でなく、事件本人を含まない】

番号	審理期間	申立人	代理人	事件	子本人	性別	年齢	監護者又は監護状況	終局	特記事項
13	111	母方祖母	×	美父	女	2		認容	施設	美父は、美母を殺害し、美刑判決を受け、服役中。
14	131	父方祖父	×	美母	女	12		認容	施設	美父母は離婚後、親権者変更により美母が親権者となる。その後、未成年者は、美母による虐待(体罰、オランダ)の疑いを理由に一時保護を経て、施設入所。その後、美母は、未成年者の監護に関与せず、申立人である父方祖父が未成年者の引き取りを希望するなどとして、美母の親権喪失申立て。
15	不明	美父	×	美母	女	5		一時保護中	一時保護中	美父母は別居し、美母が未成年者を養育。美母は未成年者に対し全治2か月の火傷を負わせ、執行猶下判決。未成年者は火傷治療を終えて退院と同時に一時保護、その後虐待に対する精神的苦痛のため小児科へ一時保護委託中。
16	不明	母方祖母	○	美父	女	5		認容	施設	美母は離婚後、美父と再婚。その際、美父は未成年者と養育。その後、美父は未成年者に対する性的虐待が始まり、美母はこれを放置した。美母及び美父による体罰もあったとして親権喪失認容。
	不明	母方祖母	○	美母	女	7		認容	施設	
	不明	母方祖母	○	美母	女	5		認容	施設	
17	189	母方祖父	×	美母	男	3		施設	施設	未成年者は非嫡出子。美母の自殺未遂を機に一時保護を経て施設入所。その後、美母は所在不明となったため、親権喪失申立て。
18	53	父方祖母	×	美母	女	13		一時保護中	一時保護中	美父死亡。美母は、未成年者に対し、繰り返し身体的虐待。未成年者らは、一時保護を経て施設入所。
	53	父方祖母	×	美母	男	10		一時保護中	一時保護中	

別表B④ 親権喪失宣告本案
【親族申立て】【認容】【監護者が行政】

別表B ② 親権喪失宣告本家
【親族申立て】【却下】【監護者が行政】

番号	審理期間	申立人	代理	事件	本人	性別	年齢	監護状況	特記事項
31	496	美父	○	美母	○	女	4	施設	却下 美母が未成年者を病院に連れて行った際、未成年者の状況等から病院が虐待通告し、未成年者は施設入所となり、美母には退去を待たされた。上記に待たされた美母は、退去を待たされた後、美父と未成年者との関係も良好であり、兄弟が家庭引取りを希望していることから却下。
	66	美父	○	養父	○	女	4	施設	却下 美母は親権者を美父に変更した。美父は養母と婚姻。その際、養母と未成年者は養子縁組。養母は、未成年者への虐待により逮捕され、執行停止判決を受けた。未成年者は専門医の下で監護されており、美父と養母は、兄弟の指示に従い、自費も支払っている一方、申立人には監護実績がないことなどから、過去の虐待をもって親権を喪失させることとはかえって未成年者の福祉を危くするとして却下。
32	324	母方祖母	○	養母	○	男	6	里親委託中	却下 審判当時、未成年者は専門医の下で監護されており、美父と養母は、兄弟の指示に従い、自費も支払っている一方、申立人には監護実績がないことなどから、過去の虐待をもって親権を喪失させることとはかえって未成年者の福祉を危くするとして却下。
33	不明	美父	×	美母	×	男	1	施設	却下 未成年者は、出生後すぐに乳児院へ入所。その後美父は、親権者を母と定めて養育。美父は、親権者変更を申し立てたが、取下げ。美父は再び親権者変更を申し立てるとともに、美母について親権喪失を申し立てたが、本件。美母は、美母の生活は不安定であるものの、兄弟の指導のもとで週1回は乳児院へ面会に向くなど、子の福祉にかなう行動をしていると評価し、父子の面会交流を阻んでいないこと、それまでの経緯を考えると親権喪失の原因には当たらないと判断した。
34	160	母方祖母	×	美母	×	女	10	施設	却下 美母は、親権者を美母として養育。美母及び未成年者は、美母の美家で生活していたが、美母の再婚とともに、再婚相手の美家に転居。未成年者がアスペルガー症候群などの診断を受けたことなどから、児童相談所が関与し始める。専門的治療を受けようとする目的で施設入所。母方祖母は、未成年者の引取りを希望して美母について親権喪失を申し立てたのが本件。家裁は、兄弟が専門的治療が必要と判断しており、美母は兄弟や施設の指導に協力的であるため、親権喪失原因はないと判断した。

番号	審理期間	申立人	代理	事件	本人	性別	年齢	監護状況	特記事項
28	222	母方祖母	○	養父	○	女	7	申立人	認容 親権者を美母として美父母縁組。美母は未成年者を連れて養父と同棲し始める。美母の自費未達を契機として母方祖母が未成年者を一時引き取る。未成年者が美母の下に戻った後、母方祖母が親権喪失を申し立て、その後すぐに美父が親権者変更の調停を申し立てた。同調停の審判移行に伴って保を処分が申し立てられた直後、美母と養父は婚姻し、養父と未成年者は養子縁組。そこで、美父は、養父と美母との関係が良好なため、親権喪失を申し立てたものの確定前に美父が取下げた。そのため、母方祖母が養父と美母について、親権喪失を申し立てたのが本件。養父・美母の下での養育環境が劣悪であること、過去の養父の性的虐待が認定された。
	222	母方祖母	○	美母	○	女	7	申立人	認容 美母は交際男性と共に謀して美父を殺害し、美父の遺体を受け取った。
29	188	父方祖母	×	美母	×	男	16	美母	認容 美母は交際男性と共に謀して美父を殺害し、美父の遺体を受け取った。
30	152	母方祖母	○	美母	○	女	12	申立人	認容 美父母離婚。これ以前から未成年者の実質的な監護は、同居していた母方祖母が行っていた。美母は家出をした後再婚し、子をもっている。美母は母方祖母や家族からの連絡には応じない。
	152	母方祖母	○	美母	○	女	11	申立人	認容 美母は交際男性と共に謀して美父を殺害し、美父の遺体を受け取った。

番号	審理期間	申立人	代理人	事件本人	性別	年齢	監護者又は緊要状況	特記事項
42	324	美父	×	美母	女	5	事件本人	美父母は、親権者を美父と定めて離婚。その後、美父が未成年者を里親委託したため、美母が親権者変更調停を申し立てた。調停は審判移行後に認可され、即時抗告は棄却された。その後、美父が、美母の無免許運転により子の生命に危険があるとして本件を申し立て、家裁は、子の福祉の観点からは著しい不利益には当たらないと判断。本家に先立ち保全処分却下。
43	181	母方祖母	×	美母	女	14	事件本人	美父母は、未成年者の親権者を美母として離婚。その後、美母は交際男性の子を出産。
	181	母方祖母	×	美母	女	9	事件本人	
	181	母方祖母	×	美母	女	11	事件本人	母方祖母は、美母が交際男性のことを優先し、未成年者の監護やしつけが十分でないとして本件を申し立てたが、家裁は、そのような事実は認められないと判断した。
	181	母方祖母	×	美母	女	8	事件本人	
44	171	美父	○	美母	男	4	事件本人	美父母は別居、美父は、美母が男性と交際しており、子の監護者が行き届いていないとして本件及び子の監護者指定・引渡しを申し立てた。美母は、男性と交際していることは認められ、子の監護に悪影響ではなかったと反論した。家裁は、親権喪失原因はないものの、美父と美母の監護能力・監護態勢を比較すると美父が勝ると判断し、親権喪失は却下したが、子の監護者指定・引渡しを認可した。
45	30	美父	×	美母	男	1	女性施設入	美母は、DV等を理由に未成年者を連れて家を出たものとして、親権喪失原因はないとして却下。

番号	審理期間	申立人	代理人	事件本人	性別	年齢	監護者又は緊要状況	特記事項
98	98	美父	○	美母	男	8	事件本人	美父母は別居し、離婚訴訟係属中、美母が未成年者を監護、美母は審判で定められた面交交渉を3回実施したものの、以降の実施を拒否、美父が本件申立て。
35	98	美父	○	美母	男	5	事件本人	親権喪失原因はないとして却下。
	114	母方祖母	×	美母	男	9	事件本人	母方祖父が、美母に短絡し、宗教に傾倒し、食事を作らなったり、未成年者を学校に送かせないなど虐待を放棄しているなどとして、本件申立て。
	114	母方祖母	×	美母	女	8	事件本人	親権喪失原因はないとして却下。
36	114	母方祖母	×	美母	男	6	事件本人	
	114	母方祖母	×	美母	女	7	事件本人	母方祖父は、未成年者の出生後まもなく6年間にわたって未成年者を養育してきたが、養父及び美母が未成年者を連れ去っていったとして、母方おほか本件申立て。
37	127	母方お母	×	美母	女	7	事件本人	親権喪失原因はないとして却下。
38	91	父方祖父	○	美父	女	12	申立人	美父は申立人や未成年者と同居中、美父の言動には不適切な点があり、未成年者の養育に関する費用を負担しないなどの問題点はあるが、親権喪失原因にまでは当たらないとして、却下。
	155	美父	○	美父	女	9	事件本人	美母が婚姻中から美父と不信関係にあり、美父との離婚後直ちに美父と同居を開始したことを理由として本件申立て。
39	155	美父	○	美父	女	5	事件本人	親権喪失原因はないとして却下。
	138	美父	○	美母	女	10	事件本人	美母には浪費癖あり。金銭上の問題から刑事事件を起こして逮捕勾留され、未成年者を養育監護できない状況にあり、美父も未成年者を監護養育できる状況にない親権喪失原因はないとして却下。
40	138	美父	○	美母	女	10	事件本人	美母は未成年者と養子縁組。美母は未成年者と定期的に面会交流しているが、その際、未成年者の状況から身体的虐待の存在を疑い、養母について親権喪失を申し立てた。家裁は、身体的虐待を認定できなかった。
41	不明	美母	○	美母	男	6	事件本人	親権喪失原因はないとして却下。

別表B⑦ 親権喪失宣告本案
【親族申立て】【却下】【監護者に事件本人を含む】

別表B⑩ 親権喪失宣告本案 【親族申立て】【取下げ】【監護者が行政】

番号	審理期間	申立人	代理人	事件	本人	性別	年齢	監護者又は 監護状況	終局	特記事項
51	89	美母	×	美父	×	女	13	一時保護中	取下	美父は、美父を親権者として離婚。美父は養母と再婚し、養母と未成年者は養子縁組。未成年者に体罰・暴言がある。養母はこれを制止しないとして、美母から市役所に相談したのを契機として、未成年者を一時保護。その上で本件申立て。未成年者は美母と生活し始めたものの、美母は無断で美父宅へ戻るなどして、美母が、未成年者を母方祖母に預けて引き取るよう不適切な監護状況が明らかになったから、母方祖母が未成年者を引き取ったもの、美母は母方祖母の下から未成年者を連れ去ったもの、交際男性とともに未成年者を虐待したことなどから、児童相談所へ入るところとなり、未成年者を一時保護された。取下げに至る経緯は不明であるが、未成年者は極みつつも美母との生活を希望していることなどが背景にあるものと思われる。
	89	美母	×	美母	×	女	13	一時保護中	取下	美母が、未成年者を母方祖母に預けて引き取るよう不適切な監護状況が明らかになったから、母方祖母が未成年者を引き取ったもの、美母は母方祖母の下から未成年者を連れ去ったもの、交際男性とともに未成年者を虐待したことなどから、児童相談所へ入るところとなり、未成年者を一時保護された。取下げに至る経緯は不明であるが、未成年者は極みつつも美母との生活を希望していることなどが背景にあるものと思われる。
52	85	母方おじ	○	美母	○	女	12	一時保護中	取下	美父に養育能力がなく、未成年者は乳児院入所中。児相の指導には従っており、母方祖母と美父の親子関係は悪い。母方祖母と美父の親子関係は悪い。母方祖母と美父の親子関係は悪い。母方祖母と美父の親子関係は悪い。母方祖母と美父の親子関係は悪い。
	43	父方祖母	×	美父	×	男	12	一時保護中	取下	父方祖母は、未成年者が11歳ころまで監護。その後美父が未成年者を引き取った。近隣から虐待通報があり児相が介入後、2度におたり一時保護となった。取下げに至る経緯は不明であるが、児相は、父方祖母にも美父にも未成年者を引き渡すことは不相当と判断していたことが背景にあるものと思われる。
54	41	美父	○	美父	○	男	11	一時保護中	取下	美父が、未成年者を含む養子らを虐待していたことから、未成年者は一時保護された。美父は、自らが親権者になる必要があるとの児相の指示を受け、本件申立て。美父と美母が離婚して養父と未成年者も離婚し、親権者が美父に変更されたため取下げ。
	99	美母	×	養父	×	女	12	一時保護中	取下	養父が、未成年者を含む養子らを虐待していたことから、未成年者は一時保護された。美父と未成年者は離婚し、申立人は養母を相手方として離婚の調停を申し立てるとして取下げ。
55	100	美父	○	美母	○	男	11	一時保護中	取下	美父が、未成年者を含む養子らを虐待していたことから、未成年者は一時保護された。美父は、自らが親権者になる必要があるとの児相の指示を受け、本件申立て。美父と美母が離婚して養父と未成年者も離婚し、親権者が美父に変更されたため取下げ。
	99	美母	×	養父	×	女	12	一時保護中	取下	養父が、未成年者を含む養子らを虐待していたことから、未成年者は一時保護された。美父と未成年者は離婚し、申立人は養母を相手方として離婚の調停を申し立てるとして取下げ。

別表B⑨ 親権喪失宣告本案 【親族申立て】【却下】【監護者は申立人】

番号	審理期間	申立人	代理人	事件	本人	性別	年齢	監護者又は 監護状況	終局	特記事項
47	204	父のいとこ	×	美母	×	女	16	申立人	却下	美父母は、親権者を美母として離婚したが、美父が未成年者を養育。その後、美父が死亡したことから、未成年者は父のいとこに引き取られた。離婚以降、美母は未成年者とほとんど接触無し。美母には離婚後7年間にわたり監護実績がなく、親権適用又は著しい不行跡があるとは言いがたいとして、却下。
48	190	母方祖母	×	美母	×	男	12	申立人	却下	申立人は取下げ意思を示したものの、取下げ書を提出せず連絡も付かないことなどから、却下。
49	50	父方祖母	×	美母	×	男	12	申立人	却下	美父母は、未成年者の生後まもなく親権者を美母として離婚。美母は、自らが親権者となっていたこと認識はなかった。未成年者は、美父及び父方祖母の下で養育された。その後、美父が未成年者を連れて交際女性と同居し始めたが、その数ヶ月後、未成年者が父方祖母の下へ戻った。父方祖母は母子との養育を希望したが、美母が拒否したため本件を申し立てた。美父母ともに未成年者を引き取る意思があること、子どもが本件に理由がないことにつき明確に反対していることなどから、家庭は本件申立てに理由がないと判断。美父母は婚姻中であるが、美母はアメリカ国籍であり、父方祖母はアメリカ国籍で生活している。美父母は婚姻中であるが、美母はアメリカ国籍であり、父方祖母はアメリカ国籍で生活している。美父母は婚姻中であるが、美母はアメリカ国籍であり、父方祖母はアメリカ国籍で生活している。
50	97	美父	×	美母	×	男	7	申立人	却下	美父母は婚姻中であるが、美母はアメリカ国籍であり、父方祖母はアメリカ国籍で生活している。美父母は婚姻中であるが、美母はアメリカ国籍であり、父方祖母はアメリカ国籍で生活している。

別表B⑧ 親権喪失宣告本案 【親族申立て】【却下】【未成年者独居】

番号	審理期間	申立人	代理人	事件	本人	性別	年齢	監護者又は 監護状況	終局	特記事項
46	230	美父	×	美母	×	男	16	独居	却下	美父母は、親権者を美母として離婚。美母は父と再婚し、その際、未成年者は養父と養子縁組に至った経緯や、養父及び美母が生活費の補助等を高額のことに不満を持ち、養子縁組後の氏を美父の氏に戻したいと望んでいることを背景として、美父が本件申立て。親権喪失原因がないとして却下。
	230	美父	×	美父	×	男	16	独居	却下	美父母は、親権者を美母として離婚。美母は父と再婚し、その際、未成年者は養父と養子縁組に至った経緯や、養父及び美母が生活費の補助等を高額のことに不満を持ち、養子縁組後の氏を美父の氏に戻したいと望んでいることを背景として、美父が本件申立て。親権喪失原因がないとして却下。

番号	審理期間	申立人	代理人	事件本人	性別	年齢	監護者又は監護状況	検局	特記事項
64	83	母方	○	美母	男	3	一時保護中	取下	美母が未成年者を養育したとして母方祖母が本件を申立て、美母と未成年者との関係は修復可能。美母の養育に不適切なところはあるが、美母と未成年者との関係は修復可能。美母は、兄弟等の指導に従い、改善する意欲もある。本案とともに保全処分は取下。
65	176	父方	○	美父	女	3	一時保護中	取下	美父は服役中、美母は所在不明であるなどとして申し立てられたが、取下。
65	247	母方	○	美父	男	9	一時保護中	取下	美父は、美母を殺害し、服役中。親権辞任・後見人選任で対応。
66	247	母方	○	美父	女	6	一時保護中	取下	
67	54	父方	○	美母	女	11	一時保護中	取下	美父死亡、美母は精神疾患により、未成年者の相続財産を費消する恐れありとして親権辞任、後見人選任で対応。

番号	審理期間	申立人	代理人	事件本人	性別	年齢	監護者又は監護状況	検局	特記事項
57	125	美父	○	美父	女	3	一時保護中	取下	美父は、美母が養育と婚姻したこと未成年者の監護に目が行き届いていないことと調査官が兄弟に確認したところ、虐待ではなく美母と養父共に病気で養育困難なためということが判明。別手段を考えると取下。
58	27	母方	○	美母	女	2	一時保護中	取下	養母は未成年者の母方祖母。養母の夫が未成年者の美母に対し、継続的に性的暴行を加え、その結果、未成年者出生として、本件申立て。
59	178	父方	○	美父	男	15	一時保護中	取下	父方おし、その弟である美父が未成年者を養育しているとして本件申立て。美父は、過去には暴力等の問題もあったが、兄弟の指導に協力的であり、現在は養育に努めており、未成年者の不適切な行動を抑制している面もある。未成年者が自由に父方祖母をへ行くような方向で調整したことを受け、取下。
60	51	母方の姉	○	美母	女	10	一時保護中	取下	母方の姉は、美母が未成年者(弟)の面倒を見させるなどしていたなどとして、虐待通報したため、児童相談所が介入。母方の姉は兄弟の指導を受け入れ、子を施設に入所させることに同意していることから取下。
61	108	母方	○	美母	男	6	一時保護中	取下	美母は精神疾患により未成年者を養育できず、未成年者は施設入所等していた。小学校入学を怠り、美母が措置変更を反対したため、一時保護に切り替えられた上、母方祖父が本件を申立て。手続中に母が施設入所に同意したため取下。
62	91	母方	○	美母	女	15	一時保護中	取下	未成年者が入学すべき高校の選択等について、美母と母方祖父との間で意見が合わず、母方祖父が本件を申立て。母方祖父は、母方祖父とのトラブルから母方祖父宅を家出し一時保護となったが、今後美母宅で生活予定。
63	15	美母	○	美父	女	13	一時保護中	取下	美父母離婚。美母による虐待が発覚したとして、美父が本件申立て。取下げに至る経緯は不明。なお、親権者変更による対応が可能な事案。

番号	審理期間	申立人	代理人	事件	本人	性別	年齢	監護者又は監護状況	終局	特記事項
83	3	美父	×	美父	×	美父	7	事件本人	取下	美父は、美母を親権者として離婚。美母が養父と再婚し、その際、養父は未成年者と養子縁組。美父は、美母と養父の経済状況が悪く、兩名は未成年者を虐待しているなどとして、本件申立て。
	3	美父	×	美父	×	美父	8	事件本人	取下	美父は、美母を親権者として離婚。美母が養父と再婚し、その際、養父は未成年者と養子縁組。美父は、美母と養父の経済状況が悪く、兩名は未成年者を虐待しているなどとして、本件申立て。
82	97	美父	○	美父	○	美父	6	事件本人	取下	未成年者は美母の非嫡出子として届け出られ、美父が認知、美母が養父と再婚し、その際、養父は未成年者と養子縁組。美父は、美母と養父が未成年者を虐待しているなどとして、本件申立て。
	215	美父	○	美父	○	美母	5	事件本人	取下	美父は、美母を親権者として離婚。美父は、外国籍の美母が未成年者を連れてきて居るなどとして、本件申立て。美父は、申立て後に美母の帰国先を訪問し、未成年者が元気でいることが確認できたなどとして、取下。
81	215	美父	○	美父	○	美母	7	事件本人	取下	美父は、美母を親権者として離婚。美父は、外国籍の美母が未成年者を連れてきて居るなどとして、本件申立て。美父は、申立て後に美母の帰国先を訪問し、未成年者が元気でいることが確認できたなどとして、取下。
	22	祖父	×	祖父	×	美母	7	事件本人	取下	美父は死亡。美父の生前から美母の素行が悪く、財産を費消してきたなどとして、祖父が申立て。
80	22	祖父	×	祖父	×	美母	13	事件本人	取下	美父は死亡。美父の生前から美母の素行が悪く、財産を費消してきたなどとして、祖父が申立て。
	14	祖父	×	祖父	×	美母	14	事件本人	取下	美父は死亡。美父の生前から美母の素行が悪く、財産を費消してきたなどとして、祖父が申立て。
79	188	祖父	×	祖父	×	美母	8	事件本人	取下	母方祖父が、美母との再婚相手である養父について、未成年者に対する身体的虐待や養育放棄があるなどとして、申立てに至った事案。調査結果によると美母と養父について不適切な監護が認められたもの、取下。
	745	祖母	○	祖母	○	美母	6	事件本人	取下	父方祖母が、DVなどを理由に所在不明の美母と未成年者について本件申立てに至った事案。美母と未成年者の所在が判明したことを受け、取下。
77	111	おじ	×	おじ	×	美母	12	事件本人	取下	父方祖父が、その弟である美父と美母との間の離婚調停を支援したいとの考えから、本件申立て。
	14	おじ	×	おじ	×	美母	14	事件本人	取下	父方祖父が、その弟である美父と美母との間の離婚調停を支援したいとの考えから、本件申立て。
76	281	美父	○	美父	○	美母	6	事件本人	取下	美父は別居中。美母が未成年者を連れて別居し、面会交流を拒否していることなどを理由として本件申立て。
	6	美父	○	美父	○	美母	6	事件本人	取下	美父は別居中。美母が未成年者を連れて別居し、面会交流を拒否していることなどを理由として本件申立て。

番号	審理期間	申立人	代理人	事件	本人	性別	年齢	監護者又は監護状況	終局	特記事項
75	43	美父	×	美父	×	美父	6	事件本人	取下	親権喪失原因がないことに納得し、本件は取下。
	87	美父	×	美父	×	美母	15	申立人	取下	美父は、美母を親権者として離婚。美母は養父と再婚し、その際、養父と未成年者は養子縁組。美父は、養父について悪評がある、離婚前から美母と関係を持っていないなどとして本件申立て。
74	87	美父	×	美父	×	美母	18	申立人	取下	美父は、美母を親権者として離婚。美母は養父と再婚し、その際、養父と未成年者は養子縁組。美父は、養父について悪評がある、離婚前から美母と関係を持っていないなどとして本件申立て。
	55	お母	×	お母	×	美母	5	申立人	取下	母方は、婚姻継続中であり、同居中。美母が、精神疾患を背景として、未成年者を断つなどとして、本件申立て。美母は未成年者の食事を作るなど監護を怠っているなどとして、本件申立て。
73	49	祖母	×	祖母	×	美母	5	申立人	取下	母方は、本件を申し立てたものの、美母には親権喪失原因はないなどと陳述。祖母の下に宛てて生活し始めたことなどから、取下。
	423	母方	○	母方	○	美母	8	事件本人	取下	美母が未成年者を一時保護し、美母は入院したこと、本件申立て後、美母が未成年者を一時保護し、美母は入院したこと、本件申立て。
70	77	美父	×	美父	×	美母	7	申立人・事件	取下	美父とともに、美母の姉が未成年者を監護中。取下に至る経緯は不明。
	52	母方	×	母方	×	美母	12	事件本人	取下	美父は婚姻継続中。美母は自殺未遂したり、刑事事件により服役したりしていたこと、美母の姉が未成年者を監護中。取下に至る経緯は不明。
69	52	母方	×	母方	×	美母	16	事件本人	取下	美父死亡。美母は、美父の死亡に際して、戸籍記載の点から反対され、美母は、美母の1周忌の追悼会の際に、戸籍記載の点から反対され、美母に対し十分指導することとして取下。
	106	母方	○	母方	○	美父	11	事件本人	取下	美父が死亡後、親権者であった美母死亡。親権喪失により美父が親権者となり、未成年者及びその姉を引継いだもの、また長女は母方祖母の下に身を寄せたこと、美母は、美母の死亡に際して、戸籍記載の点から反対され、美母に対し十分指導することとして取下。

別表B⑩ 親権喪失宣告本案 別表B⑪ 親権喪失宣告本案 【親族申立て】【取下】【監護者に事件本人を含む】

番号	審理期間	申立人	代理	事件	本人	性別	年齢	子監護状況	終局	特記事項	
101	60	母方祖父	×	美母	×	美母	男	11	申立人	取下	美母は、交際男性ができてから、未成年者らの監護が不十分になり、未成年者らの要望もあって母方祖父が未成年者らを養育するようになった上、本件申立て。未成年者を監護している父方祖母と同居している父方祖母と同居して、未成年者と
	60	母方祖父	×	美母	×	美母	男	9	申立人	取下	おらず、将来的には同居する可能性もあることなどが考慮され、本件は取下げ。
102	124	美父	○	美父	○	美父	女	7	母方祖父	取下	養父は、同居中未成年者を虐待し、現在も未成年者を扶養家族から外さないのに遠隔健康保険証の交付を拒否、美母はこれを防止できないとして、美父が本件申立て。同居後の紛争調整調停による解決を模索するとして、本件は取下げ。
	199	父方祖母	○	美母	○	美母	男	9	申立人	取下	美母は、交際男性と同居し、未成年者の養育を放棄しているとして本件申立て。未成年者を監護している父方祖母と同居している未成年者の異母姉と、未成年者と
103	37	父方祖母	×	美父	×	美父	男	17	家出中	取下	美父は所在不明。未成年者も家出中であり、本件は取下げ。
104	135	父方祖母	×	美母	×	美母	男	2	申立人	取下	美母の所在不明。取下げに至る経緯は不明。
	106	不明	母方祖母	×	美母	×	女	4	申立人	取下	美母は、自殺未遂を図るなど未成年者の養育を放棄しているなどとして本件申立て。取下げに至る経緯は不明。
107	188	母方祖父	○	美父	○	美父	男	14	申立人	取下	美母は死亡し、母方祖父らが未成年者を監護している。美父は遠方にて交際相手と生活しており、未成年者ら名義の預金の払戻しを求めたため、母方祖父が本件申立て。美父の辞任許可により本件は取下げ。
	184	母方祖父	×	美父	×	美父	男	10	申立人	取下	美父が未成年者らの日前で美母を殺害して逮捕され身柄拘束中。辞任許可により本件は取下げ。
108	184	母方祖父	×	美父	×	美父	女	8	申立人	取下	
	184	母方祖父	×	美父	×	美父	男	4	申立人	取下	
109	214	母方祖父	×	美父	×	美父	女	13	美母の異母姉	取下	美母と養父の婚姻に伴って、養父と未成年者は養子縁組。未成年者が自宅を出て美母の異母姉宅に身を寄せたことなどから、母方祖父が、養父が未成年者を虐待しているなどとして本件申立て。
	214	母方祖父	×	美母	×	美母	女	13	美母の異母姉	取下	調査によっても虐待の有無は判然とせず、別途、娘族間紛争調整調停を申し立てることにより、本件は取下げ。

番号	審理期間	申立人	代理	事件	本人	性別	年齢	子監護状況	終局	特記事項	
94	5	美母	○	美父	○	美父	男	15	申立人	取下	美父は婚姻中であるが、別居。美母は美父に対し婚姻費用分担調停、美母の親族に必要な手続（ビザ申請）に協力しないとして、本件申立て。
	29	母方祖父	○	美母	○	美母	女	8	申立人	取下	離婚後、親権者となった美母は、うつ病に罹患、母方祖母に未成年者の監護を任せ、交際男性の下へ行くなどして養育を放棄していたにもかかわらず、未成年者を連れていくなどとして本件申立て。
95	14	母方祖父	×	美母	×	美母	女	3	申立人	取下	美母は、未成年者ら及び母方おばと暮らしていたが、未成年者らを置いていまま家をでて、交際男性との生活を開始。その2年後に母方おばが本件申立て。
	120	母方おば	×	美母	×	美母	男	11	申立人	取下	取下げに至る経緯は不明であるが、美母が申し立てた調停が解決することなどが模索されたと思われる。
96	14	母方祖父	×	美母	×	美母	男	5	申立人	取下	美母は、未成年者ら及び母方おばと暮らしていたが、未成年者らを置いていまま家をでて、交際男性との生活を開始。その2年後に母方おばが本件申立て。
	14	母方祖父	×	美母	×	美母	女	3	申立人	取下	美母は、未成年者ら及び母方おばと暮らしていたが、未成年者らを置いていまま家をでて、交際男性との生活を開始。その2年後に母方おばが本件申立て。
97	120	母方おば	×	美母	×	美母	男	11	申立人	取下	取下げに至る経緯は不明であるが、上記手当て等の受給の道筋が立ったことなどが影響したと思われる。
	120	母方おば	×	美母	×	美母	男	9	申立人	取下	美母は、未成年者らを置いて交際男性と同居し、その後婚姻、未成年者を監護している母方祖母は、児童扶養手当等の受給がしたいとの動機から本件申立て。
98	不明	美父	○	美父	○	美父	男	14	申立人	取下	養父は、養父が未成年者に対し身体的暴力を加えているとして本件申立て。縁組、親権者変更を対処することとし、本件は取下げ。
	99	不明	母方祖母	×	美母	×	美母	男	10	申立人	取下
99	不明	母方祖母	×	美母	×	美母	男	10	申立人	取下	美母は、未成年者らを置いていまま家をでて、児童扶養手当等の受給がしたいとの動機から本件申立て。
	89	母方おば	×	美母	×	美母	男	13	申立人	取下	美母は、未成年者らを置いていまま家をでて、児童扶養手当等の受給がしたいとの動機から本件申立て。
100	89	母方おば	×	美母	×	美母	女	7	申立人	取下	美母は、未成年者らを置いていまま家をでて、児童扶養手当等の受給がしたいとの動機から本件申立て。
	89	母方おば	×	美母	×	美母	女	6	申立人	取下	美母は、未成年者らを置いていまま家をでて、児童扶養手当等の受給がしたいとの動機から本件申立て。

審理 番号	審理 期間	申立 人	代理 人	事件 人	子 本人	子 性別	子 年齢	監護 状況	終局	特記事項
118	107	父方 祖母	○	美父	男	17	申立人	取 下	美父との折合いが悪かった未成年者が自宅を出て父方祖母の下に身を寄せたこと を契機として、父方祖母が本件申立て。 取下げに至る経緯は不明。	
119	161	母方 祖母	○	美母	女	16	申立人	取 下	未成年者を監護している母方祖母が、美母は養育を放棄しているなどとして本件 申立て。 母方祖母は美母と連絡が取れないとして取下げ、美母は家裁からの連絡に応じた。 取下げに至る経緯は不明。	
	161	母方 祖母	○	美母	男	4	申立人	取 下	母方祖母は事件本人を刺殺したくないとして取下げ、美母は家裁からの連絡に応じた。 取下げに至る経緯は不明。	
120	223	母方 祖母	×	美母	男	13	申立人	取 下	母子監護者指定で対応することとし、本件は取下げ。	
	223	母方 祖母	×	美母	男	11	申立人	取 下	本件が申し立てられたが、美父は所在不明であり、未成年後見が開始しているとし て、本件は取下げ。	
121	138	父方 祖父	○	美父	男	14	申立人	取 下	取 下	
	138	父方 祖父	○	美父	男	12	申立人	取 下	母方祖母が、美母は未成年者を虐待しているなどとして、本件申立て。 取 下	
122	111	母方 祖母	×	美母	女	9	申立人	取 下	母子監護者指定で対応することとし、本件は取下げ。	
123	120	母方 祖母	○	美母	女	8	申立人	取 下	取下げ経緯は不明。	
	43	母方 祖母	○	美母	女	8	申立人	取 下	再申立て。美母は未成年者の養育を放棄しているとして本件申立て。 調査により、美母は未成年者との交流を続けたいとして、未成年者も美母に養育を持っ ていることなどが判明し、本件は取下げ。	
124	194	父方 祖父	○	美母	男	13	申立人	取 下	美父死亡後、美母及び未成年者は、それまで生活していた美父の実家を出た。そ の後、美母は再婚したところ、未成年者が父方祖父の下での生活を希望した。 取 下	
	194	父方 祖父	○	美母	男	12	申立人	取 下	取下げに至る経緯は不明。	
125	159	父方 祖父	×	美父	女	10	申立人	取 下	美父は、未成年者の養育を放棄するだけでなく、飲酒し、暴力をふるう等として本 件申立て。 父方祖父から未成年者を事実上養育監護することに異を唱えることはな く、父方祖父が未成年者に関する生活保護費と児童手当を交付できるようにした ことなどから、本件は取下げ。	

審理 番号	審理 期間	申立 人	代理 人	事件 人	子 本人	子 性別	子 年齢	監護 状況	終局	特記事項
110	107	母方 祖母	×	美母	男	5	申立人	取 下	美父は結婚したものの、同居、母方祖母は、美父には暴力等の問題があり、未成 年者の監護養育に適さないとして、本件申立て。 別途、子の監護者の指定調停を申し立て、本件は取下げ。	
111	349	母方 祖母	×	美父	女	9	申立人	取 下	母方祖母は、美父に対し、未成年者の養育費を求めたこと、働機から本件申立 は取下げ。 母方祖母は、美父が法養調停を申し立て、養育費を支払う意向を示したことなどから、本件 は取下げ。	
	349	母方 祖母	×	美父	女	7	申立人	取 下	母方祖母が、美母と養父は未成年者を虐待しているとして、本件申立て。美母が母 方祖母と和解し、美母は養父との養育を検討することになったことを受け、本件は 取下げ。	
112	43	母方 祖母	○	美母	女	7	申立人	取 下	取 下	
	53	父方 祖父	×	美父	女	10	申立人	取 下	美父は、無気力な生活を送ってきたことなどから、父方祖父が本件申立て。 取 下	
113	53	父方 祖父	×	美父	女	8	申立人	取 下	取 下	
	293	父方 祖母	○	美父	女	8	申立人	取 下	美父が、父方祖母の下で監護されていた未成年者を連れ帰ったものの、不適切な 監護状況であったことから、父方祖母が本件申立て。 監護状況で選ばれた父方祖母の下に未成年者は戻った。	
114	293	父方 祖母	○	美父	女	6	申立人	取 下	取 下	
	110	母方 祖父	○	美父	男	10	申立人	取 下	母方祖父は、美母死亡後、美父と協力して未成年者の監護にあっていたが、美 父と連絡が取れなくなり、同居が見られなかったため、本件申立て。 親権辞任による解決を図るため、本件取下げ。	
116	171	母方 祖母	×	美父	男	6	申立人	取 下	美父は、別事件により身柄拘束中。 取 下	
	171	母方 祖母	×	美父	男	5	申立人	取 下	取 下	
117	30	母方 お母	×	美母	女	14	申立人	取 下	美母が、未成年者に対し、信仰を強制し、教育を受けさせていないなどとして本件 申立て。 取 下	

番号	審理期間	申立人	代理人	事件本人	子性別	子年齢	監護者又は監護状況	終局	特記事項
3	311	美父	×	美父	女	11		却下	美父は、未成年者らの子の福祉・利益保護を基本に判断すべしと抗告を棄却。抗告も未成年者らの現在の養育環境を尊重するべきで、宣告の取消しはなお時期尚早であるとして却下。
					女	14			
2	138	美母	×	美母	男	11		却下	美母及び養父は、親権喪失宣告から10か月足らずで本件申立て。美母は、出所後就業し、交際女性と婚姻。出所後約3か月で本件申立て。立入との関わりを希望していない。未成年者らは現在の環境に順応し、申す。美父は、実用判決を受け、親権喪失宣告を受けた。その後、未成年者らについて美母は、親権喪失の原因が消滅したとはいえないとして却下。
1	不明	美母	×	美母	女	12		認容	美母は、約6年前に、持病により度々入院し、未成年者らと生活状況が不安定であったことから親権喪失宣告を受けた。その後、未成年者らについて、母方祖父(美母の父)が未成年後見人に選任された。現在、美母は、持病も落ちつき、生活態度の改善がみられ、未成年者らとの手紙や面会を通じて互いの存在の支えとなっており、もともと親権喪失宣告を申し立てた母方祖父とその妻(美母の父母)も、申立人の親権回復を望むに至っていない。美母は、親権喪失宣告の理由に既に止んだものといふべきであるとして、親権喪失の宣告を取消し。
					女	13			

別表D 親権喪失宣告取消し

番号	審理期間	申立人	代理人	事件本人	子性別	子年齢	監護者又は監護状況	終局	特記事項
2	86	美母	○	美母	女	19		認容	美母は、美父を親権者として認容。美父は、遺贈費等のために相当額の負債を抱え、その返済のために未成年者が父方祖父から遺贈された不動産を売却する一方、未成年者所有の不動産を売却しようとしたなどとして、管理権喪失認容。本案申立てと同時に保全処分申立て、即日認容。
					女	5			
1	117	父方祖父	○	美母	男	10		却下	美父交通事故で死亡。その損害賠償金の多くを美母が浪費したとして、本件申立て。別途、親族間紛争調整調停が成立し、取下げ。
					女	5			

別表C 管理権喪失宣告本案

番号	審理期間	申立人	代理人	事件本人	子性別	子年齢	監護者又は監護状況	終局	特記事項
133	9	母方祖母	×	美母	男	6		却下	美母は所在不明。養子縁組で対応することとし、本件は取下げ。
					女	15			
132	9	母方祖母	×	美母	女	12		却下	親権委任・後見人選任で対応することとし、本件は取下げ。
131	147	父方祖母	○	美母	女	14		却下	美母の再婚を契機として、未成年者の親権を実際に監護している母方祖母に委ねた。未成年者らは本件の認容を望んでいないなどの事情から、本件は取下げにまつたものと思われる。
					男	16			
130	40	美父	×	養父	男	11		却下	美母は、美母を親権者として認容。美母は養父と再婚し、その際養父と未成年者らは養子縁組。その後、美母と養父は生活困難に陥ったことなどから、未成年者は認容を希望し、美母は養父を置いて交際相手と同居し、未成年者らの養育を認容し、事件本人が未成年者を置いて交際相手と同居し、未成年者らの養育を放棄しているなどとして本件申立て。
					女	19			
129	33	母方祖父	×	美母	男	10		却下	美母が、養育放棄しているとして本件が申立てられたものの、美母の生活状況が落ちついてきたことなどから現時点では親権喪失までの必要はないとして、本件は取下げ。
					女	10			
128	85	母方おば	×	美母	女	6		却下	美母所在不明として本件申立て。取下げに至る経緯は不明。
127	83	母方祖母	×	美母	女	13		却下	母方祖母は、親権喪失の事実が未成年者の戸籍に記載されることを危惧し、本件を申す。美母は所在不明として本件申立て。美母宛ての電話は着信するも応答せず。母方祖母は、親権喪失の事実が未成年者の戸籍に記載されることを危惧し、本件を申立て。後者の手続で問題解決を図ることとなり、本件は取下げ。
126	62	母方祖母	×	美母	女	2		却下	母方祖母は、美母は未成年者の養育を放棄しているとして本件を申し立てる一方、美母は母方祖母を相手方として、未成年者の引渡し等について親族間紛争調整調停を申立て。